

令和8年度以降の 大野城市総合教育会議の見直しに ついて

大野城市総合教育会議事務局
経営戦略課 教育総務課

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

なぜ見直すのか

総合教育会議 本来の役割への回帰

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

総合教育会議は、
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」
に基づき、首長と教育委員会が協議・調整すること
により、

**教育行政の方向性を共有し、一致して執行にあたる
ことを目的とする会議**

本市では、平成27年度より現在に至るまで実施

年3回の開催

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

現状・・・
実施している事業や取組報告の議題が多い



総合教育会議の設立経緯に立ち返り、
議題や議題選定、会議の開催周期の見直し
を図り、会議の活用価値が十分に発揮されるような
運営方法へ変更する

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

制度的背景

総合教育会議に求められる役割

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

設立の背景

- 平成23年に滋賀県大津市で、いじめを苦しめた中学生が自殺するという痛ましい事件が発生
- 事件当時、学校から教育委員会、教育委員会事務局から教育委員への報告が行われておらず、全体として責任の所在が明らかでない体質になっていたことが指摘された



教育委員会制度の見直し

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年法改正）

改正内容の一つとして、**各自治体に総合教育会議の設置が義務付け**

目的

- 首長部局の総合的な政策調整機能と、教育委員会の専門性・中立性を両立させ、**教育行政を住民目線で総合的かつ機動的に進めるための「協議・調整の場」と**すること
- 重大事案への迅速・統合的な対応（**教育委員会だけでなく関係部署を含む分野横断的連携**）を行うこと
- **施策の方向性を首長の責任で明確化**し、点検・評価・見直しを通じて、説明責任と透明性を高めること

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（平成26年法改正）

総合教育会議では、以下の事項について協議や事務の調整を行う

（国で想定されている協議・調整事項は、**別紙1**のとおり）

- 大綱の策定に関する協議
- 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議

開催頻度については、法令上の規定はないが、国は「定例会だけを念頭におくと議論が形骸化する恐れがあるため、大きな課題が生じた際には、まず、総合教育会議の開催の必要性を検討する」という姿勢で臨む必要がある」ことを示す

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

本市の現状と課題

本市の取組と教育行政を取り巻く社会環境

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

現状と課題

- 近年は教育行政を取り巻く社会環境が多様化・複雑化し、教育委員会単独では対応しきれない分野横断的な課題が多くある
- 本市では以下のような現状と課題がある
 - すでに実施している事業や、方向性がおおむね明確となっている事業の報告及び意見聴取が多い
(本市の今まで提案された議題は、別紙2のとおり)
 - 教育行政の総合的な推進や分野横断的な課題の協議の場となっていない

教育行政の総合的な推進や分野横断的な課題を協議する場として機能させていく必要がある

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

見直しの全体像

2つの柱による運営転換

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

見直しの2つの柱

- 1 議題及び議題選定の見直し
- 2 会議の開催周期の見直し

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

議題の見直し

現行

- 大綱の策定
- 教育、学術及び文化の振興に関する個別計画等の策定における意見聴取
- 市長部局、教育委員会双方に関連する実施事業の報告
- 児童・生徒等の生命・身体 の保護等緊急の場合に講ずべき措置

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

変更後

- 大綱の策定
- 大綱に紐づく個別計画等に関する協議・意見聴取
- 個別計画等以外で新たに発生した課題に対する解決の方向性等の協議
- (削除)
- 児童・生徒等の生命・身体 の保護等緊急の場合に講ずべき措置
- 法令や国の通知等で、総合教育会議に報告が求められている事項に対する意見聴取

※下線は変更、追加箇所を示す

議題選定の見直し

現行

- 各課からの提案事項を議題として提案

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

変更後

- 各課からの提案も含め、事務局と市長であらかじめ協議したうえで決定

※下線は変更、追加箇所を示す

会議の開催周期の見直し

現行

- ▶ 原則として毎年度3回
会議を開催

変更後

- ▶ 年1回会議を開催

※下線は変更、追加箇所を示す

「大野城市総合教育会議運営要領」第3条第1項を改正する
(現行の「大野城市総合教育会議運営要領」は、別紙2のとおり)

なお、教育施策大綱の策定または見直しについては、本会議にて協議する必要があるため、必要な回数の会議を開催する

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

見直しによる効果

総合教育会議の機能強化

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

期待される効果

実質的で戦略的な協議の実現

分野横断的課題への迅速な意思決定

教育行政の一体的・機動的な推進

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

今後のスケジュール

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

スケジュール

時期	実施事項
令和8年2月	令和7年度第3回大野城市総合教育会議で提案  本会議
令和8年2～3月	本日の結果をもとに、大野城市総合教育会議運営要領の改正手続き、職員へ周知
令和8年4月	大野城市総合教育会議の運営の変更

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

ご審議お願いいたします

令和7年度第3回大野城市総合教育会議

—地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について（通知）（一部抜粋）—

協議・調整事項の具体例としては、以下の事項が想定される。

法第1条の4第1項第1号

教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

（具体例）

- 学校等の施設の整備、教職員の定数等の教育条件整備に関する施策など、予算の編成・執行権限や条例の提案権を有する地方公共団体の長と教育委員会が調整することが必要な事項
- 幼稚園・保育所・認定こども園を通じた幼児教育・保育の在り方やその連携、青少年健全育成と生徒指導の連携、居所不明の児童生徒への対応、福祉部局と連携した総合的な放課後対策、子育て支援のように、地方公共団体の長と教育委員会の事務との連携が必要な事項

法第1条の4第1項第2号

児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

（具体例）

- いじめ問題により児童、生徒等の自殺が発生した場合
- 通学路で交通事故死が発生した後の再発防止を行う必要がある場合
- 災害の発生により、生命又は身体の被害は発生していないが、校舎の倒壊などの被害が生じており防災担当部局と連携する場合
- 災害発生時の避難先での児童、生徒等の授業を受ける体制や生活支援体制を緊急に構築する必要があり、福祉担当部局と連携する場合
- 犯罪の多発により、公立図書館等の社会教育施設でも、職員や一般利用者の生命又は身体に被害が生ずる恐れがある場合
- いじめによる児童、生徒等の自殺が発生した場合のほか、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条の重大事態の場合

平成27年度議題（23件）

	議題	所管	
第1回	大野城市総合教育会議運営要領について	企画政策部	協議
	「大野城市教育施策 大綱」について	企画政策部	協議
	「平成27年度大野城市教育振興基本計画」について	教育部	協議
	小・中学校空調設備の整備方針について	教育部	協議
	大野城市寺子屋連携共育事業「ランドセルクラブ」試行要綱について	こども部	協議
	ランドセルクラブ支援人材バンク設置要綱について	教育部	協議
	中学校運動部活動の新たな試みについての指針について	教育部	協議
	善一田古墳群の保存整備について	教育部	協議
	留守家庭児童保育所の小学校内増設について	こども部	報告
	留守家庭児童保育所の運営方針の見直しについて	こども部	報告
第2回	学校情報化基盤・校務支援システムの整備とICT活用推進委員会の設置について	教育部	報告
	中学校ランチ給食サービスの保護者負担に関する今後の方針について	教育部	協議
	不登校総合支援・予防プロジェクト	教育部	協議
	意見交換会事業(中学校生活・ランチ給食サービス)	教育部	報告
第3回	留守家庭児童保育事業及びランドセルクラブ実施に伴う、大野城市立学校施設使用規則の改正について	教育部・こども部	協議
	教育委員会登録団体の登録に関する規程の一本化について	教育部	協議
	平成27年度 大野城市教育委員会 点検・評価報告書	教育部	報告
	教育委員視察研修から学んだ通級学級指導教室設置運営事業の今後の方向性	教育部	報告
	教育委員視察研修から学んだ小中連携事業の今後の方向性	教育部	報告
第4回	平成28年度大野城市教育振興基本計画	教育部	協議
	大野城市学校運営協議会設置(第二期)	教育部	協議
	大野城市立小・中学校 小中連携教育ビジョン(学園構想)	教育部	報告
	視察報告	教育部	報告

平成28年度議題（14件）

	議題	所管	
第1回	「臨時休校」の判断時間及び判断基準について	教育部	協議
	中学校ランチ給食サービスの利用状況(平成28年4月、5月)	教育部	報告
	放課後総合学習「ランドセルクラブ」の運営について	教育部	報告
第2回	「臨時休校」の判断時間及び判断基準について	教育部	報告
	平成28年度大野城市教育委員会点検・評価報告書について	教育部	報告
	平成28年度夏休みの留守家庭児童保育所(学童)の入所状況について	こども部	報告
第3回	「大野城市総合避難訓練」における学校と地域と行政の連携について	危機管理部	協議
	市立学校の行事の開催について(運動会の実施)	企画政策部	協議
	総合教育会議運営の変更について	企画政策部	協議
	「就学前から入学後までの学びの基礎づくり」手引きについて	教育部	報告
第4回	「生ごみリサイクル ダンボールコンポスト講座」における学校と行政の連携について	建設環境部	協議
	ふるさと館等で実施する学校連携事業について	地域創造部	報告
	大野城市コミュニティ構想ver.2(みんなが主役のまちづくり編)について	地域創造部	報告
	平成29年度大野城市教育振興基本計画について	教育部	協議

平成29年度議題（8件）

	議題	所管	
第1回	平成28年度放課後総合学習ランドセルクラブ事業報告について	教育部	報告
	大野城市スポーツ推進委員の活動と新たな取り組みについて	教育部	報告
第2回	学校運営協議会について	教育部	報告
	教員の働き方改革について	教育部	報告
	平成29年度「大野ジョーくんの生活がんばり月間」の取り組みについて	こども部	報告
	大野城市教育施策大綱の進捗状況と次期大綱の策定について	企画政策部	報告・協議
第3回	大野城心のふるさと館で実施する学校連携事業について	地域創造部	報告
	本市における文化財保護行政の在り方について	企画政策部	協議

平成30年度議題（12件）

	議題	所管	
第1回	大野城市小学校教頭会の業務改善の取組について	教育部	報告
	大野城市福祉教育推進校の共同事業について	市民福祉部	報告
	小・中学校におけるエコ・オフィス実績報告及び今後の取組について	建設環境部	報告
	留守家庭児童保育所業務の事務移管について	こども部・教育部	協議
第2回	大野南小学校における食物アレルギー対応の取組について	教育部	報告
	災害時における学校と市の連携の在り方等検討会議中間報告について	危機管理部	報告
	大野城市教育施策大綱の構成と策定スケジュールについて	企画政策部	協議
第3回	大野城心のふるさと館で実施する学校連携事業について	地域創造部	報告
	「(仮称)大野城市民体操」名称の決定に関する報告について	教育部	報告
	子どもに最適な学期制検討事業について	教育部	報告
	大野城市教育施策大綱について	企画政策部	協議
	平成31年度大野城市教育振興基本計画について	教育部	協議

令和元年度議題（8件）

	議題	所管	
第1回	通学路安全点検について	教育部	報告
	「夢とみらいの子どもプランⅢ」の策定報告について	こども部	報告
第2回	大野城市食物アレルギー対応方針とマニュアル(案)について	教育部	報告
	中学生向けデートDV防止研修事業について	企画政策部	報告
	九州大学との連携推進について	企画政策部	報告
第3回	心のふるさと館で実施する学校連携事業について	地域創造部	報告
	災害時における学校と行政と地域の連携について	地域創造部	報告
	学校における働き方改革について	教育部	報告

令和2年度議題（7件）

	議題	所管	
第1回	中学校制服の見直しについて	教育部	協議
	新型コロナウイルス感染症への対応について	教育部	報告
第2回	小学校における生物多様性の保全に関する環境教育事業	建設環境部	報告
	子どもたちが安心して、自分らしく学校生活を送るために	企画政策部	協議
第3回	指導者用デジタル教科書及び大型提示装置の活用について	教育部	報告
	青少年の居場所について	こども部	報告
	大野城心のふるさと館 学校連携事業の実施について	地域創造部	報告

令和3年度議題（7件）

	議題	所管	
第1回	35人学級への対応について	教育部	報告
	大野城市こども家庭総合支援拠点の設置について	こども部	報告
第2回	(仮称)大野城市市民読書活動推進計画について	地域創造部	協議
	大野城市における「不登校」および「いじめ」の現状について	教育部	報告
第3回	大野城市民総ぐるみ防災訓練について	危機管理部	報告
	「学童保育」と「ランドセルクラブ」の一体運営について	教育部	協議
	大野城市立中学校給食選択制度充実にかかる今後の方策について	教育部	協議

令和4年度議題(8件)

	議題	所管	
第1回	青少年の居場所について	こども未来部	報告
	大野城心のふるさと館 学校連携事業の実施について	地域創造部	報告
	学校教育におけるタブレット等のICT活用について	教育部	報告
第2回	小学校における環境教育の取り組みについて	環境経済部	報告
	大野城市立中学校における制服のあり方について	教育部	報告
第3回	「大野城市民読書活動推進計画」の策定について	地域創造部	報告
	大野城市立中学校給食選択制度の充実にかかる令和4年度の取組について	教育部	報告
	次期大野城市教育施策大綱の策定スケジュールについて	総合政策部	報告

令和5年度議題(5件)

	議題	所管	
第1回	大野城心のふるさと館 学校連携事業の実施について	地域創造部	報告
	教育施策大綱の策定方針について	総合政策部	協議
第2回	教育施策大綱(案)について	総合政策部	協議
第3回	大野城市人権を尊ぶまちづくり条例の改正について	市民生活部	報告
	大野城市教育施策大綱(案)へのパブリック・コメントの実施結果の報告及び意見をふまえて修正した大綱(案)について	総合政策部	協議

令和6年度議題(6件)

	議題	所管	
第1回	「第2期大野城健康・食育プラン」について	すこやか福祉部	協議
	大野城市こども家庭センターの設置について	こども未来部	報告
第2回	「大野城市夢とみらいのこどもプランⅣ」について	こども未来部	報告
	大野城心のふるさと館学校連携事業について	地域創造部	報告
第3回	大野城市民総ぐるみ防災訓練における学校と連携した避難所設営訓練について	危機管理部	報告
	民間委託による水泳授業試行の検証と令和7年度以降の水泳授業のあり方について	教育部	報告

令和7年度議題(4件)

	議題	所管	
第1回	大野城市民読書活動推進計画に基づく事業の実施について	地域創造部	報告
	学びの多様化学校の創設について	教育部	報告
第2回	第4次大野城市人権教育・啓発基本指針(案)及び実施計画(案)について	市民生活部	協議
	第2期大野城市スポーツ推進計画(案)について	教育部	協議

大野城市総合教育会議運営要領

平成27年 4 月 8 日要領第 1 号

改正 平成28年12月16日要領第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第 1 条の 4 の規定に基づき設置する大野城市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(招集)

第 2 条 総合教育会議は、市長があらかじめ会議の日時、場所及び会議に付すべき事件を教育委員会に通知して招集し、市長が総合教育会議の議長となる。

2 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

3 総合教育会議は、病気その他やむを得ない事情がある場合を除き、その構成員である市長、教育長及び教育委員全員が出席することを原則とする。

(会議の開催)

第 3 条 総合教育会議は、原則として毎年度 3 回会議を開催するものとする。

2 市長は、必要がある場合には臨時に会議を開催することができる。

(議題)

第 4 条 総合教育会議の議題は、第 2 条第 2 項の規定により教育委員会が示す協議すべき具体的事項、法第 1 条の 4 第 1 項第 2 号の緊急の場合に講ずべき措置に関する事項等を除き、市長の決裁を経なければならないものとする。

(協議及び調整)

第 5 条 市長及び教育委員会は、総合教育会議における議題について、十分に協議し、調整に尽くすものとする。

2 市長は、前項に規定する協議及び調整の結果、なお調整のつかない事項のうち、必要と認めるものについては、出席した市長、教育長及び教育委員により採決し、決する。この場合においては、過半数をもって決し、可否同数のときは、市長の決するところによる。

3 総合教育会議において調整が行われた事項については、市長及び教育委員会は、その結果を尊重しなければならない。

(意見聴取)

第6条 総合教育会議は、協議を行うに当たり必要と認めるときは、学校運営協議会委員、PTA役員等、学識経験者又は関係者から、当該協議に関する意見を聴くことができる。

(公開)

第7条 総合教育会議は、公開する。ただし、次に掲げる個人の秘密を保つため必要があると認められる場合又は公益を害するおそれがあると認められる場合は、これを非公開とすることができるものとする。

- (1) いじめ等の個別事案における関係者の個人情報を保護する必要があるとき。
- (2) 次年度における予算に関し、事業や補助金の対象や額等、意思決定の前に情報を公開することで公益を害するおそれがあるとき。
- (3) 会議の公正が害されるおそれがあるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公益上必要があるとき。

(傍聴)

第8条 総合教育会議を傍聴しようとする者は、市長に申し出なければならない。

2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、大野城市審議会等傍聴要領（平成14年要領第5号）第2条から第8条までの規定を準用する。この場合において、「会長」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。

(議事録)

第9条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、議事録を作成し、第7条ただし書の規定により非公開とした部分を除き、これを公表するものとする。

2 議事録の公表は、大野城市ホームページにおいて行うものとする。

(事務局)

第10条 総合教育会議の事務局は、企画政策部自治戦略課に置き、総合教育会議の会議の日時の設定、議題の調整並びに議事録の作成及び公表等の事務を行うものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、市長が総合教育会議に諮って定める。

附 則（平成27年4月8日要領第1号）

この要領は、平成27年4月8日から施行する。

附 則（平成28年12月16日要領第1号）

この要領は、平成28年12月16日から施行する。